令和2年度 専門家アドバイザー派遣事業 実施要領 (農業経営者サポート事業)

第1 事業の目的

意欲のある農業者が、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援するため、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知)別記1農業経営者総合サポート事業のうち農業経営者サポート事業及びこの要領の定めるところにより、山形県農業経営相談所(以下「相談所」という。)が以下の(1)及び(2)を目的として、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家を専門家アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として派遣するものである。

- (1) 法人化や経営改善・発展、経営継承等に関する課題を抱えている農業者を支援すること
- (2) トップランナー等を目指す農業者のビジネスプランの策定等を支援すること

第2 支援の対象者

支援の対象者は、以下の課題を抱えている農業者とする。

- (1) 法人化
- (2) 経営改善・発展及び融資相談
- (3) 経営継承
- (4) その他、経営に関する課題等

第3 支援の内容

支援の内容は、第2の課題に係る計画の策定及び必要な手続きに関するアドバイザーからの農業者に対する個別の指導・助言とする。

第4 派遣するアドバイザー

派遣するアドバイザーは、別紙1-1「山形6次産業化プランナー」、1-2「一般社団法人山形県農業会議アドバイザー」及び1-3「山形県よろず支援拠点コーディネーター」、1-4「山形県農業経営相談所」に登録されている専門家又は登録が予定されている専門家とする。

第5 派遣までの手続き

(1) 派遣の申込み

アドバイザーの派遣を希望する農業者は、各総合支庁に設置している実践チーム (農業技術普及課)等に、専門家アドバイザー派遣申込書(様式第1号)、財務諸表 等(**)及び個人情報の取扱いの確認書を提出する。

- ※ 財務諸表等
 - ・ 青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの
 - 農業経営改善計画認定申請書及び認定書の写し(認定農業者の場合のみ)

・ 定款の写し(法人の場合のみ)

(2) 派遣の要請

実践チーム(農業技術普及課)等は、様式第1号、財務諸表等及び個人情報の取扱いの確認書を取りまとめのうえ、相談者の経営状況や目指す目標等を記載した相談カルテを作成し、相談所(公益財団法人やまがた農業支援センター(以下「センター」という。))に送付し、アドバイザーの派遣を要請する。

(3) 経営状況の報告・診断

相談所(センター)は、山形県農業経営戦略会議(以下「戦略会議」という。)を 開催し、農業者の経営状況の診断、経営戦略の策定や経営支援チームの編成を決定す る。

(4) 派遣の決定・通知

相談所は、戦略会議での決定に基づき、アドバイザーと協議のうえ、派遣の日時及び場所を決定し、アドバイザーに派遣を依頼する。

実践チーム(農業技術普及課)等は、農業者に派遣の日時・場所及びアドバイザーを通知する。

(5) アドバイザーの派遣

アドバイザーは、相談所からの依頼を踏まえ、農業者への指導・助言を行う。 相談所及び実践チーム(農業技術普及課)等は、経営体が適切な指導・助言を受けることができるよう、アドバイザーの派遣先に同行する。

(6) 情報の共有

相談所及び実践チーム(農業技術普及課)等は、アドバイザーの派遣に係るそれぞれの段階において、農業経営支援チーム(農業振興課)と情報を共有する。

第6 派遣後の手続き

(1) アドバイザーからの報告

アドバイザーは、派遣の依頼を受けて農業者へ指導・助言を行った都度、その概要 について専門家アドバイザー派遣実施結果報告書(様式第2号)により、相談所に報 告する。

(2) 農業者からの報告

農業者は、派遣を受けてアドバイザーから指導・助言を受けた都度、その概要について農業支援アドバイザー派遣実施結果報告書(様式第3号)により、実践チーム(農業技術普及課)等へ報告する。

実践チーム(農業技術普及課)等は、様式第3号を取りまとめのうえ、相談所に報告する。

(3) アドバイザーからの計画等の提出

アドバイザーは、各農業者に対する全体の指導・助言が終了した場合には、計画書等 (**) を作成・添付のうえ、相談所に提出する。

※ 計画書等

- ・ 法人化の場合:法人設立から経営安定に至るまでの工程をまとめた法人化計画
- ・ 経営改善・発展及び融資相談の場合 : 経営改善計画
- ・ 経営継承の場合 : 経営継承計画及び指導報告書

・ その他、経営に関する課題等 : その他必要な書類

(4) 農業者からの成果品の提出

農業者は、アドバイザーからの全体の指導・助言が終了した場合には、アドバイザーの派遣を受けて作成した成果品(**)を実践チーム(農業技術普及課)等に提出する。

※ 成果品

・ 定款及び就業規則等(法人化の場合のみ)

実践チーム(農業技術普及課)等は、成果品を取りまとめのうえ、相談所に提出する。

(5) 農業者のフォローアップ

実践チーム(農業技術普及課)等は、アドバイザーの派遣が終了した農業者の経営 戦略の進行管理、実践状況等のフォローアップを行い、農業経営支援チーム(農業振 興課)と情報を共有するとともに、経営戦略の見直し等が必要な場合は相談所に提言 を行う。

(6) PDCAサイクルの実現

実践チーム(農業技術普及課)等から提言があった場合は、相談所は経営戦略会議 を開催し、見直しも含めたフォローアップを行う。

第7 アドバイザーに対する謝金及び旅費

相談所は、第6の(1)及び(2)による報告が行われたことを確認したうえで、別に 定めるところによりアドバイザーに対して謝金及び旅費を支払う。

附則:この要領は、令和2年4月30日から施行する。